

肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の額の改定について
(第6業務対象年間)

肉用子牛1頭当たりの生産者負担金の額について、下記のとおり改定しましたので、肉用子牛生産者補給交付業務規程第24の3の規定に基づきお知らせします。

平成27年8月17日

公益社団法人香川県畜産協会

記

1.肉用子牛1頭当たりの負担金の額 (単位:円/頭)

品種 期間	黒毛和種	褐毛和種	黒毛和種及び 褐毛和種以外の 肉専用種の品種	乳用種	肉専用種と 乳用種の交雑 の品種
6月まで	550	2,975	6,100	3,175	1,250
7月以降	300	1,150	3,100	1,600	600
増減額	▲ 250	▲ 1,825	▲ 3,000	▲ 1,575	▲ 650

2.生産者負担金の額の算出基礎 (単位:円/頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	黒毛和種及び 褐毛和種以外の 肉専用種の 品種	乳用種	肉専用種と 乳用種の交雑 の品種
生産者積立金		1,200	4,600	12,400	6,400	2,400
内 訳	機 構 (1/2)	600	2,300	6,200	3,200	1,200
	香川県 (1/4)	300	1,150	3,100	1,600	600
	生産者 (1/4)	300	1,150	3,100	1,600	600

3.適用時期

平成27年7月1日に個体登録される肉用子牛から適用
(平成27年1月2日生まれ以降から)